

(別紙2)

(全国推進事業)

## 第1 趣旨

次世代施設園芸地域展開促進事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2937号農林水産事務次官通知。以下「要綱」という。）の第2の2の全国推進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に掲げるとおりとする。

## 第2 事業の内容

本事業は、要綱第2に基づき、次世代施設園芸拠点整備の全国展開を加速化するため、本事業により以下の取組を実施するものとする。

### 1 全国的な次世代施設園芸関連情報の発信

次世代施設園芸拠点の概要、高度環境制御技術の導入や技術実証の成果をホームページや資料等により、拠点で得られた知見やノウハウを全国に発信する。

また、次世代施設園芸拠点を横断的に比較して意見交換等を行う次世代施設園芸全国展開推進フォーラムを開催する。

### 2 栽培データ等の収集・分析、標準化の検討

次世代施設園芸拠点で得られた栽培データ等を収集・分析することで、大規模施設園芸の運営における課題を洗い出し、解決策を検討する。また、当該拠点で得られたデータから、コスト低減のための施設・設備仕様の標準化等の検討を行う。

### 3 次世代施設園芸に取り組む意向のある産地への計画策定支援、栽培・経営指導

次世代施設園芸拠点で得られた知見やノウハウを活用し、高度環境制御栽培技術による大規模施設園芸に取り組む意向のある産地に対する事業計画の策定を支援する。また、次世代施設園芸拠点に対する技術的支援や労務管理の構築の支援を行う。

### 4 高度環境制御栽培技術研修の実施

高度環境制御技術の習得が可能な施設において、生育状況に応じた高度環境制御等を行うことができる栽培技術者や指導者を育成する研修を実施するとともに、次世代施設園芸拠点等で活用できる人材育成のための共通コンテンツを作成する。

### 5 次世代施設園芸に係る人材育成プログラムの構築

次世代施設園芸や先進的な施設園芸を行っている生産者で研修生を受入可能な事業者をリスト化し、研修希望者とのマッチングを行う。また、各次世代施設園芸拠点に合わせた研修プログラム策定の支援や研修生受入後のフォローアップを行う。

さらに、研修指導者のスキルアップを図るためのセミナーや指導を行う。

## 第3 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

#### 第4 事業実施主体

要綱第4の2に定める事業実施主体は、施設園芸に関する知見を有し、代表者、組織及び運営について会則が策定されており、かつ事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有している団体とする。

#### 第5 補助要件

要綱第2の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める補助要件は次に掲げるとおりとし、全ての要件を満たすこととする。

- 1 次世代施設園芸の地域展開を進める取組であること。
- 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

#### 第6 事業の成果目標等

##### 1 成果目標

要綱第2の生産局長が別に定める事業実施主体が設定する成果目標は、高度環境制御技術を取り入れた栽培施設の面積を平成27年度を基準として5%以上増加を目標とする。

##### 2 目標年度

事業実施年度の翌年度とする。

#### 第7 事業の実施基準

本事業の実施基準は次に掲げるものとする。

##### 1 実施基準

第2の1から5までの取組を全て行うこと。

##### 2 次の取組は助成の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定の取組
- (2) その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

##### 3 成果の普及

- (1) 事業実施主体は本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表し、次世代施設園芸拠点に対し情報・技術の提供をするものとする。
- (2) 事業実施主体は、農林水産省が本事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

#### 第8 事業の実施手続

##### 1 事業実施計画の作成

要綱第5の1の(2)に生産局長が別に定める事業実施計画は、別記様式第1号により作成するものとする。

##### 2 重要な変更

要綱第5の3に生産局長が別に定める重要な変更とは、事業の廃止及び補助事業費

の3割を超える変更とする。

### 3 事業実施期間

要綱第5の4の(2)の生産局長が別に定める場合とは、社会情勢の変化等不足の事態の発生を考慮した上で生産局長が適当と認める場合とし、その場合の事業実施期間は2年を限度とするものとする。

### 4 事業の着手等

- (1) 本事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事業により交付決定前に事業の着手を行う場合は、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により作成し、生産局長に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となつてから着手するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合にあっては、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるものとする。

### 5 管理運用

本事業により補助金を受けて購入した機械等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該機械等を管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、生産局長の承認を受けることとする。

## 第9 事業の実施状況等の報告

事業実施状況の報告は、次世代施設園芸地域展開促進事業補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25生産第3015号農林水産事務次官依命通知）第14の1規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えるものとする。

## 第10 事業の評価

- 1 事業実施主体は要綱第7の8に基づく事業実施主体の評価報告は、別記様式第3号により事業実施年度の翌年度の7月末日までに生産局長に報告するものとする。
- 2 生産局長は、報告のあった内容を点検評価し、別記様式第4号に評価結果をとりまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- 3 生産局長は、2のとりまとめに当たっては、第三者の意見を聴取し、その結果を公表する。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表

全国推進補助対象経費

全国推進事業に要する経費は、次の項目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査等備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る）	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品が1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便、運送にかかる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献に係る経費	
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ CD-ROM等の少額（5万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（5万円未満）な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	本事業を実施するために直接必要な情報収集等を行うための旅費と	

		して専門員に支払う経費	
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費	雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に係る社会保険料の事業主負担分にかかる経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1. 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

(1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合

(2) 支払が事業実施期間の翌年度となる場合

(3) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合